

◎議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） それでは議7-1をお開きください。

議案第7号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

次のページ、議7-2をお開き下さい。議案説明でございます。

白老町小学校適正配置計画に基づき、社台小学校、白老小学校及び緑丘小学校の3校を統合して校名を白老小学校とし、現緑丘小学校の校舎を新校舎とすることから、本条例の一部を改正するものであります。議7-1にお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
社台小学校	白老郡白老町字社台100番地	白老小学校	白老郡白老町緑丘3丁目1番1号
白老小学校	白老郡白老町大町1丁目6番1号	萩野小学校	略
緑丘小学校	白老郡白老町緑丘3丁目1番1号	竹浦小学校	略
萩野小学校	略	虎杖小学校	略
竹浦小学校	略		
虎杖小学校	略		

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。